

エコマーク商品類型 No.508

「シェアリングサービス Version 1.0」

認定基準書

—適用範囲—

分類 B.カーシェアリング

制 定 日 2020年 2月 1日

有 効 期 限 2027年 1月 31日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.508 「シェアリングサービス Version1.0」 認定基準書

## 分類 B. カーシェアリング

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

カーシェアリングは、複数の人が自動車を共同で所有・利用する自動車の共同利用システムのことで、パーク&ライド<sup>1</sup>などの環境に配慮した最適な移動手段へのシフトなどにより、自動車の適切な利用を促進させ、社会全体としての自動車台数や総走行距離の削減、都市の交通渋滞の緩和などの環境負荷低減効果が見込まれる。消費者に環境に配慮したライフスタイルとして推奨する観点も含め、2012年に「カーシェアリング Version1」を商品類型化した。昨今、製品の「所有」から「利用」への消費者の意識転換が徐々に浸透し、シェアリングエコノミーと呼ばれる経済活動が拡大していることより、「シェアリングサービス」として類型化し、既存のカーシェアリング認定基準を見直し・統合した。

本認定基準では、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、環境的側面だけではなく、社会的側面についても基準項目として設定し、エコマークの認定を受けたカーシェアリング事業は、気候変動対策や大気汚染防止だけではなく、道路交通事故の削減や交通手段としてのインフラ構築など社会的な課題の解決にもつながるサービスである。自動車と公共交通機関の適切な利用の促進、最適な移動手段へのシフトなどによる環境負荷低減と共に、業界で進んでいる CASE（Connected, Autonomous, Shared, Electric）に関しても、電動車の導入を積極的に進めているカーシェアリング事業を認定していくことで、次世代型のカーシェアリングが 2030 年に向けた近未来の望ましい交通手段の 1 つとして定着することを目指して制定した。

## 2. 適用範囲

レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第 80 条第 2 項の許可を受け、会員制による特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸し渡すこと）とする。

## 3. 用語の定義

本基準書で使用される用語は、脚注、解説書に考え方などを示す。

## 4. 認定の基準と証明方法

基準への適合状況および実施している取組内容を「付属証明書」へ記載し、同「添付証明書」欄に記載された必要書類を添付すること。なお、基準項目への適合／不適合は、本基準書に特に記載がない限り、要求されている取組みが実施されているか否かで判断する。

<sup>1</sup> 中心市街地や観光地などの交通渋滞の緩和のため、自家用車等を郊外の鉄道駅やバス停等の公共交通機関近傍に設置した駐車場に停車させ、そこから公共交通機関に乗り換えて目的地に移動するシステム。（国土交通省 Web サイト 施策内容解説より）

#### 4-1. 運営に関する基準

- (1) IoT 技術を用いて収集した走行データ（使用回数、走行距離など）を、最適な自動車の配置や適切な保守・メンテナンスなどに活用することで、シェアリングサービスの高い利便性と最適化を実現していること。また、エコドライブ<sup>2</sup>や自動車の適切な利用を推進するために、利用者が利用後に自身の走行距離、燃費などの情報を入手できること。
- (2) 短時間（30 分以下）での料金設定があること。また、利用者がカーナビゲーションなどの活用により、最寄りのステーション検索や目的地までの経路、公共交通機関などの情報を入手できること。
- (3) パーク＆ライドの推進、または地域に根差した取り組みとして、他業種との連携を実施していること。（例示 小売事業者、マンション管理事業者、自治体、観光協会、観光組合などと連携した取り組み、自治体における災害時の活用など）
- (4) 車内の禁煙を会員規約などで定めていること。
- (5) 利用料金には、燃料、保険、保守点検、修理などの諸費用が含まれていること（免責事項除く）。また、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定め、ウェブサイトなどで公開していること。

#### 4-2. 自動車に関する基準

- (6) 直近 1 年間で配備した自動車における次世代自動車としての電動車（xEV: 電気自動車（BEV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HEV）、燃料電池自動車（FCEV）<sup>3</sup>の割合が 50%以上であり、配備を増やしていく方針があること。
- (7) 直近 1 年間で配備した自動車における低排出ガス認定車<sup>4</sup>（平成 30 年排ガス基準 50% 低減もしくは平成 17 年排ガス基準 75%低減・4 つ星）、クリーンディーゼル車<sup>5</sup>および電動車（xEV: 電気自動車（BEV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HEV）、燃料電池自動車（FCEV））の割合が 90%以上であること。
- (8) 直近 1 年間で配備した自動車における衝突被害軽減（自動）ブレーキ搭載車<sup>6</sup>の割合が 90%以上であること。

<sup>2</sup> エコドライブ普及連絡会が制定している環境に配慮した運転方法「エコドライブ 10 のすすめ」（1 自分の燃費を把握しよう、2 ふんわりアクセル「e スタート」、3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、4 減速時に早めにアクセルを離そう、5 エアコンの使用は適切に、6 ムダなアイドリングはやめよう、7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう、8 タイヤの空気圧から始める点検・整備、9 不要な荷物はおろそう、10 走行の妨げとなる駐車はやめよう）などを参照したもの。

<sup>3</sup> 平成 30 年 8 月 31 日自動車新時代戦略会議「自動車新時代戦略会議中間整理」より

<sup>4</sup> 国が定める自動車の排出物に含まれる物質（一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ホルムアルデヒド／自動車の種類により異なる）に対する数値基準に適合する自動車。（低排出ガス車認定実施要領より）

<sup>5</sup> 平成 21 年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合するディーゼル自動車。（経済産業省クリーンディーゼル普及推進方策より）

<sup>6</sup> 高齢運転者の事故実態を踏まえて、平成 29 年度から実施する官民をあげた普及啓発のため、「安全運転サポート車」（ver1.0）のコンセプトにて官民連携して取組を進めている。自動ブレーキは高齢運転者に限らず、全ての運転者の交通事故防止等に資するため、その搭載自動車全般についても、セーフティ・サポートカー（略称：「サポカー」、「サポカーS」）を愛称として、全ての運転者に対する普及啓発を行っている。2019 年 3 月 12 日に衝突被害軽減（自動）ブレーキに名称変更された。（経済産業省 Web サイトより）

## 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、サービスの提供にあたっては以下に配慮することが望ましい。  
なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 電気自動車を導入している場合には、電気自動車の充電インフラの整備（他事業者との連携含む）を計画的に行っていること。また、燃料電池自動車を導入している場合には、水素ステーションの整備（他事業者との連携含む）を計画的に行っていること。
- (2) カーシェアリング事業に使用する電力（電気自動車の充電、ステーションの運営などに使用する電力）は、ステーションに設置された太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー<sup>7</sup>を使用していること。
- (3) ステーションは、環境に配慮した照明を設置し、人感センサー付照明、LED照明などの設置を推進していること。
- (4) 電動車や環境に配慮したステーションの導入などの調達方針を定め、その内容および実績を公表していること。

---

<sup>7</sup> 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」第二条第三項の「再生可能エネルギー源」をいう。具体的には、同法の政令で定める、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスをいう。

## 6. 商品区分、表示など

(1) 商品区分（申込単位）はカーシェアリングのサービス毎とし、特定商取引法上の運営事業者が申込を行うこととする。なお、他のカーシェアリング事業者と提携している場合には、他のカーシェアリング事業者が主体的に運営している部分は含まない。

(2) 原則として、認定されたサービスを紹介する媒体に下記のロゴマークを表示すること。

SDGs との関連と絡めた  
表示例



〇〇は、エコマーク認定の  
カーシェアリングです



安全に配慮した自動車を配備し、  
交通事故削減に取り組んでいます



IoT 技術を用い、次世代型のカーシェ  
アリング事業を進めています



電動車を配備し、気候変動対策を進  
めています

(表示方法に関する注記)

\* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。

\* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク」などを表記してもよい。

「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」

\*環境省「環境表示ガイドライン

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

\* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。

(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2020年2月1日 制定 (Version1.0)

2027年1月31日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。